

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正概要

警察庁において警察行政手続オンライン化システムの運用に向けての準備が進められているところ、システムの運用開始後は千葉県公安委員会に対する道路交通法（昭和35年法律第105号）等に規定する特定の手続をオンラインで行うことが可能となることに伴い、その手続について必要な事項を定めている千葉県道路交通法施行細則の規定を整備するもの。

2 改正内容

（1）駐車許可証のオンライン化

システムを使用して駐車許可申請がなされた場合は、システムを使用して駐車許可証が交付されることに伴い、その駐車許可証の複製の制限及び掲示について規定するもの。

（2）申請等に係る事項の統一化に伴う様式の整備

申請等に係るシステム入力事項が全国で統一されることに伴い、様式で定めている記載事項をシステム入力事項と一致させるため、各様式の記載事項を整理するもの。

（3）その他所要の規定整備

3 施行予定日等

（1）施行予定日

令和7年12月15日

（2）経過措置

改正規則の施行に伴い、必要な経過措置を規定する。